

学術大会内規

令和3年4月1日
研究会理事会制定

(目的)

第1条 この内規は、日本物理療法研究会（以下、「本研究会」という。）が開催する学術大会の運営に関する基本的事項について本研究会の学術大会規程を補足する。

(学術活動の範囲)

第2条 学術大会は演題発表を中心として構成し、講演等は最小限にとどめる。

- 2 演題発表を伴わない講演のみの学術大会は実施しない。
- 3 研究会における学術活動の成果として、ステートメントの作成、ガイドライン作成、評価・治療方法の検証報告等を積極的に行う。

(学術大会等における講師への旅費・謝金)

第2条 学術大会等における活動については、原則として本研究会員及び参加者の自主性によるものであり、本研究会においても、本研究会員が講師やシンポジスト等の場合における旅費・謝金は支払わないものとする。

- 2 本研究会における「謝金の支払い基準に関する規程」に示されている基準額はあくまでも上限であり、状況に応じて減額することは妨げない。
- 3 学術大会の予算については支出が超過しないことを原則として、謝金の支出管理を行う。
- 4 講師選定にあたっては一部の会員に偏ることがないように調整する。
- 5 参加費については、公益社団法人 日本理学療法士協会（以下、「協会」という。）会員あるいは本研究会員である場合は、講師であっても自己負担とする。
- 6 講師への旅費については「旅費規程」に則り支給することとする。尚、協会員外の講師等で、特別な配慮が必要であると理事会で判断された場合は、この限りでない。
- 7 学術大会の運営に関わるスタッフの旅費は、本研究会「旅費規定」に従う。尚、運営に関わるスタッフについては学術大会参加ポイントも付与できるものとする。

(学術大会参加費等)

第4条 学術大会参加費等を以下のように設定する。

- 2 学術大会1日開催の事前参加費は、本研究会専門会員は5,000円、本研究会一般会員ならびに協会員は6,000円を上限とし、2日開催の場合は、本研究会専門会員が10,000円、本研究会一般会員ならびに協会員は12,000円を上限とする。
- 3 当日の参加費は、1日開催の場合、本研究会専門会員は7,000円、本研究会一般会員ならびに協会員は8,000円、非協会員理学療法士は32,000円、非研究会員他職種は

8,000円を上限とし、2日開催の場合は、本研究会専門会員は12,000円、本研究会一般会員ならびに協会員は14,000円、非協会員理学療法士は38,000円、非研究会員他職種は14,000円を上限とする。

- 4 複数の学会・研究会等による合同開催の場合、共催学会数を乗じた参加費を上限とすることができる。
- 5 ブロック学会等と共催の場合、第2項に準じることとする。
- 6 費用負担がある協賛の場合、本研究会に承認された負担相応の参加費を設定することとする。
- 7 非協会員理学療法士が演題を登録する場合、演題登録料として1演題、発表者・共同演者1名につき10,000円を徴収することができる。演題登録料の支払いをもって演題の正式受理とし、演題採否にかかわらず、返金しない。

(生涯学習ポイント)

第5条 学術大会で登録できる生涯学習ポイントについて、以下に定める。

- (1) 単独の学会による学術大会の場合、規定の生涯学習ポイントを付与することができる。
- (2) 複数の学会等による学術大会の場合、1つの学会ごとに複数の生涯学習ポイントを請求することができる。
- (3) ブロック学会等と共催の学術大会の場合、おのおの生涯学習ポイントを請求することができる。

(学術大会開催に必要な会議の開催)

第6条 学術大会開催のために必要な会議の開催について以下に規定する。

- 2 選出された学術大会準備委員会の会議費については、謝金の支払い基準に関する規程に則り、当該会員には支給しないものとする。
- 3 事業18カ月前までに提出予定の趣意書・企画書・予算案作成のために開催された学術大会準備委員会は、該当する学術大会予算の中で支出する。尚、学術大会準備委員会開催後には、参加者名・開催日時・開催場所を明記した議事録を必ず作成することとする。

(学術大会開催期間における理事会の開催条件)

第7条 学術大会期間中に開催を認める理事会について以下に規定する。

- 2 学術大会開催期間中及びその前後に理事会を開催する場合、費用対効果が認められ、かつ、大会プログラム進行中の時間外であれば開催を認める。
- 3 出席者の旅費については、学術大会に参加しない場合にのみ本研究会の「旅費規定」に準じて支給できる。尚、学術大会参加者については、会議参加のために発生する宿

泊費のみ支給することができる。

(学術大会開催の運用)

第8条 学術大会開催について以下に規定する。

- 2 開催2年前までに本研究会理事長は、下記条件に準じた開催の意向について本研究会理事会の承認の後、一般社団法人日本理学療法学会連合（以下、「連合」という。）の理事会に報告しなければならない。
 - (1) 単独開催の場合、開催の意向ならびに会場を決め、本研究会理事会承認の後、連合理事会に報告しなければならない。
 - (2) 学術大会を合同で開催する場合、合同開催する学会・研究会と共に会場、共催・協賛の形式を決め、本研究会理事会承認の後、連合理事会に報告しなければならない。
 - (3) ブロック学会等と合同開催の場合、合同開催するブロック学会等の名称ならびに会場、共催・協賛の形式を決め、本研究会理事会承認の後、連合理事会に報告しなければならない。
 - (4) 学術大会の開催月は、原則前年度開催月から前後2カ月を超えない範囲で設定することとする。
- 3 イベント業者に依頼する場合、開催24カ月前までに業者を選定し、本研究会理事長は連合理事会に報告しなければならない。
- 4 開催18カ月前までに本研究会理事長は、趣意書・企画書・予算書を連合理事会へ提出しなければならない。
- 5 開催1年前に学術大会のホームページを立ち上げる。
- 6 査読委員は、専門会員・一般会員（当該専門理学療法士・当該認定理学療法士を有する者）の中から開催6か月前までに選定し、公文書を発行する。
- 7 演題募集については、開催1年前にホームページ上で募集要項を掲載し、開催4カ月前から1カ月の期間で基本的には学会演題登録システムを使用して募集する。採択の可否は、演題募集締め切りから1カ月以内で通知する。尚、都市のホテル事情等を考慮し、演題募集開始時期から適宜繰り上げることがかまわない。
- 8 事前参加受け付けは、開催3カ月前から開始し、最長で開催20日前までを期限とする。
- 9 セッションの座長は、専門会員・一般会員（専門理学療法士・認定理学療法士を有する者）の中から査読終了後から遅くとも開催2カ月前までに決定し、公文書を発行する。
- 10 学術大会終了後は3カ月以内に本研究会理事会へ事業報告書を提出し、本学会理事会承認を得た後、連合理事会へ報告しなければならない。

(改廃)

第9条 本内規の改廃は、本研究会理事会の審議にて決議する。

附則

- 1 本内規は、令和3年度以降に開催される学術大会から適応する。
- 2 第3条第1項に関わらず、令和3年度内に実施される学術大会の講師謝金については、協会が制定した「謝金の支払い基準に関する規程」に準ずることができる。
- 3 第3条第7項に関わらず、令和4年度内までに実施される学術大会の運営に関わるスタッフ謝金については、協会が制定した「謝金の支払い基準に関する規程」に準ずることができる。